# 社会福祉法人 東村社会福祉協議会 

## 役員等の報酬等に関する規程

## 社会福祉法人 東村社会福社協議会 <br> 役員等の報酬等に関する規程

| 平成29年 | 6 月 28 日 | 制定 |
| :--- | :--- | :--- |
| 平成 30 年 | 6 月 26 日 | 改正 |

（趣旨）
第1条 この規程は，社会福祉法人東村社会福祉協嶬会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき，役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める ものである。

## （役員等）

第 2 条 この規程において，役員等とは，理事及び監事をいう。
（報酬）
第3条 役員等が，その職務のため理事会及び評議員会に出席したときは，報酬とし て日額3，000円を支給する。
2 本会の会長には，次のとおり報酬を支給する。
（1）会長報酬 月額 40 ， 000 円
3 監事が監査を行った場合は，次のとおり報酬を支給する。
（1）監査報酬 日額5，000円

## （費用弁偵）

第4条 役員等が，その職務のため理事会出席以外で職務を行った場合は，別に定め る旅費規程に基づき，旅費を支弁する。
（報酬等の支給方法）
第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし，本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
2 報酬等は，法令の定めるところにより，控除すべき金額を控除して支給する。
（公表）
第6条 本会は，この規程をもって，社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第7条 この規程の改廃は，評議員会の決議を経て行う。

附則
この規程は，平成29年6月28日に制定し，平成29年4月1日から施行する。

附則
この規程は，平成30年6月26日から施行し，平成30年4月1日に遡り適用す る。

# 社会福祉法人 東村社会福祉協議会 

## 評議員の報酬等に関する規程

# 社会福祉法人 東村社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程 

平成29年6月28日 制定

（趣旨）
第1条 この規程は，社会福祉法人東村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき，評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるも のである。
（報酬）
第2条 評議員が，その職務のため評議員会に出席したときは，報酬として日額3，0 00円を支給する。

## （費用弁償）

第3条 評議員が，その職務のため，評議員会出席以外で職務を行った場合は，別に定 める旅費規程に基づき，旅費を支弁する。
（報酬等の支給方法）
第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし，本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込む」ことができる。
2 報酬等は，法令の定めるところにより，控除すべき金額を控除して支給する。
（公表）
第5条 本会は，この規程をもつて，社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。
（改廃）
第6条 この規程の改廃は，評議員会の決議を経て行う。

附則
この規程は，平成29年6月28日に制定し，平成29年4月1日から施行する。

